

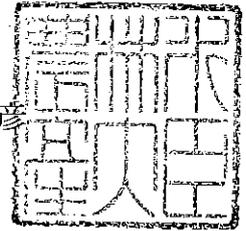


23消安第1116号

平成23年5月25日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦



諮 問

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第3項、第3条の2第7項及び第4条第2項の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求める。

記

- 1 家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号。以下「令」という。）第1条を改正し、小反芻獣疫の対象家畜として、鹿を定めること。
- 2 令第1条を改正し、低病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥を定めること。
- 3 「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成16年11月18日農林水産大臣公表）を「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に変更すること。
- 4 家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年5月31日農林省令第35号。以下「規則」という。）第2条を改正し、小反芻獣疫を届出伝染病から除外すること。
- 5 規則第2条を改正し、低病原性ニューカッスル病を届出伝染病に指定すること。

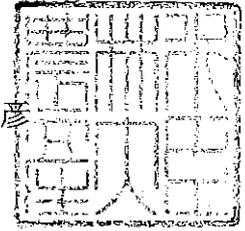


23消安第1137号

平成23年5月25日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦



諮 問

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第7項及び第12条の3第4項の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求める。

記

- 1 牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針を制定すること。
- 2 牛肺疫に関する特定家畜伝染病防疫指針を制定すること。
- 3 口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成16年12月1日農林水産大臣公表）を変更すること。
- 4 アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針を制定すること。
- 5 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成16年11月18日農林水産大臣公表）を変更すること。
- 6 飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年5月31日農林省令第35号）第21条）を改正すること。